

議案第23号

多可町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

多可町消防団条例（平成17年多可町条例第194号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町消防団条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町消防団条例（平成17年多可町条例第194号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1,300名以内とし、当該年度の団員数については、規則で定める」を「910名とする」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 多可町消防団条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(定員) 第3条 消防団員（消防団長を含む。以下「団員」という。）の定員は、<u>1,300名以内とし、当該年度の団員数については、規則で定める。</u></p>	<p>(定員) 第3条 消防団員（消防団長を含む。以下「団員」という。）の定員は、<u>910名とする。</u></p>